

鳴門教育大学長期履修学生支援センター規則

平成24年 3 月 19 日

規則第 7 号

改正 平成26年 3 月 24 日規則第14号

平成28年 2 月 10 日規則第 4 号

平成29年 3 月 8 日規則第18号

平成31年 4 月 10 日規則第26号

令和 8 年 3 月 11 日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条の規定に基づき、鳴門教育大学長期履修学生支援センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、長期履修学生（鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程第6条の2に規定する学校教員養成プログラムを受講する学生及び第6条の4に規定する資格取得プログラムを受講する学生）に対する支援業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 長期履修学生の修学指導に関すること。
- (2) 長期履修学生の教育実習に関すること。
- (3) 長期履修学生の生活指導に関すること。
- (4) 学校教員養成プログラム及び資格取得プログラムの広報活動に関すること。
- (5) その他センター所長が必要と認めること。

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター所長
- (2) 兼務を命じられた教員
- (3) 長期履修学生支援チーフアドバイザー（以下「長期履修チーフアドバイザー」という。）
- (4) 長期履修学生支援アドバイザー（以下「長期履修アドバイザー」という。）
- (5) その他の職員

(職務)

第5条 センター所長は、センターの管理運営を統括する。

- 2 兼務を命じられた教員は、センター所長の職務を補佐し、センターの業務を処理する。
- 3 長期履修チーフアドバイザー及び長期履修アドバイザーは、センターの業務を処理する。
- 4 その他の職員は、センターの業務に従事する。

(センター会議)

第6条 センターに、センター会議を置く。

2 センター会議は、第4条第1号から第4号に掲げる者及び学長が指名する教員をもって組織する。

3 センター会議に議長を置き、センター所長をもって充てる。

4 議長は、センター会議を招集し、その議長となる。

5 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) センターの運営方針に関すること。

(2) センターの年度業務実施計画に関すること。

(3) センター人事、予算に関すること。

(4) センターの業務の実施に関すること。

(5) その他センターの運営に必要な事項
(事務)

第7条 センターの事務は、学生支援部教務課において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 鳴門教育大学長期履修学生支援オフィス規程（平成20年規程第68号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

2 平成30年度以前に入学した者に係る支援業務については、改正後の第2条、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。